

利用者支援に関する留意事項

令和6年度の指導監査におけるご留意いただきたい事項

開園日について(2・3号認定)

年末年始(12月29日～1月3日)と日曜日、祝日を除き、保育を提供してください。

※家庭協力日についても、保護者の就労等により、保育を必要とする子どもがいる場合は必ず保育を提供してください。

(参照 P.4)

事故防止及び事故発生時対応について

子どもの命を守るため、事故防止に取り組んでください。特に重大事故が発生しやすい次の項目に留意してください。

【睡眠中について】【プール活動・水遊びについて】
【誤嚥・誤飲・窒息について】

(参照 P.6～7)

児童の安全確保について

登園時の出欠状況の確認や園内外を問わず保育活動中の人数確認について、職員間の連携を密にし、児童の観察の空白時間が生じないようにしてください。送迎バスの運行については置き去り防止の啓発を行ってください。

(参照 P.9)

児童虐待防止について

子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候がみられる場合には、速やかに関係機関に連絡してください。

施設における虐待について

子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育にあたってください。

(参照 P.10)

非常災害訓練について

火災・水害・地震・津波等の避難及び消火の訓練を、実施してください。

また、浸水想定区域内に所在する施設の管理者等は、避難確保計画の作成等が義務付けられています。計画を作成・変更したときは大阪市へ報告してください。

(参照 P.12)

利用者支援について

教育・保育について

保育所、幼保連携型認定こども園
幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園
公私連携幼保連携型認定こども園
小規模保育事業A型・B型・C型、家庭的保育事業
小規模型事業所内保育事業A型・B型、
保育所型事業所内保育事業

【教育・保育の計画】

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領に基づき教育・保育の計画を作成してください。また、作成した計画に基づいて組織的かつ計画的に教育・保育が展開されるようにしてください。

全体的な計画

各園の方針や目標に基づき、園生活全体を捉え、総合的に展開されるよう作成してください。

長期的・短期的な指導計画

こどもの発達を見通した年間・期別・月間等の長期的な指導計画と、より具体的なこどもの生活に即した週案・日案等の短期的な指導計画を作成してください。

3歳未満児（幼保連携型認定こども園は満3歳未満）の個別指導計画

一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別の計画を作成してください。

【障がい児保育】

一人一人のこどもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのあるこどもが他のこどもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画に位置づけ、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ってください。

自立支援計画の策定について

乳児院、
児童養護施設、
母子生活支援施設

乳児院

乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資するために、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定してください。

児童養護施設

児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定してください。

母子生活支援施設

母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立を促進する目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案し、私生活を尊重しつつ、その自立を支援するための計画を策定してください。

開園日について(2号・3号認定)

保育所、幼保連携型認定こども園、
幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園
公私連携幼保連携型認定こども園 小規模保育事業A型・B型・C型
家庭的保育事業小規模型事業所内保育事業A型・B型、
保育所型事業所内保育事業

保育の提供日

⇒ 月曜日～土曜日(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12/29～1/3までの日を除く毎日とすること)

※家庭協力日についても、保護者の就労等により、保育を必要とする児童がいる場合は必ず保育を提供してください。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

共同保育について

保育所、幼保連携型認定こども園、
幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園
公私連携幼保連携型認定こども園、
小規模保育事業A型・B型・C型、家庭的保育事業
小規模型事業所内保育事業A型・B型
保育所型事業所内保育事業

土曜日に限らずお盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合について、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育をすることが可能です。

(大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における共同保育実施要綱)

共同保育を実施する際には、下記の書類を大阪市へ提出してください。

(1) 共同保育を開始するとき

共同保育開始届及び共同保育に関する合意書の写し

(2) 共同保育を変更するとき

共同保育変更届

(3) 共同保育を廃止するとき

共同保育廃止届

提出先: 大阪市こども青少年局幼保企画課
(認可給付グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話: 06-6208-8018

児童の健康診断について

保育所、保育所型認定こども園、家庭的保育事業等

入所(利用開始)時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施してください。

幼保連携型認定こども園

入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月30日までに行うものとする。)ことを原則とし、実施してください。

幼稚園型認定こども園

毎学年、6月30日までに実施してください。

児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

入所(利用開始)時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施してください。
(児童相談所等における児童の入所前健康診断、児童が通学する学校における健康診断をもって、上記健康診断の実施とする場合は、当該健康診断の結果を把握しておく必要があります。)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、学校保健安全法、学校保健安全法施行規則、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

感染症予防について

乳幼児期の子どもたちが長時間にわたり集団生活をする教育・保育施設等では、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染症予防に取り組んでください。

(厚生労働省:保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)、大阪市発行:こどもの保健(2019年改訂版))

事故防止及び事故発生時対応について①

こどもの命を守るために、次の項目に留意しながら、事故防止に取り組んでください。

【睡眠中について】

睡眠中の死亡事故(窒息・乳幼児突然死症候群【SIDS】等)のリスク低減のため、睡眠中の見守り(観察・記録)を行ってください。

『留意事項』

- ・寝かしつける時から仰向けにする。
- ・全身状態、呼吸状態の観察をする。
- ・目視だけではなく、こどもの体に触れて全身状況を把握する。
- ・観察の間隔は、0歳児は5分ごと 1歳児以上は10分ごとに行う。
- ・顔、状況、呼吸の有無、呼吸の様子、熱感、体位(医師の指示がない限り仰向けにする)を観察する。
- ・個別の観察記録をとり、観察時間ごとに観察者の名前を記入する。

【プール活動・水遊びについて】

こどもの安全を最優先した判断を行い、事故発生時においても迅速な対応ができるよう、体制を整えてプール活動・水遊びを実施してください。

『留意事項』

- ・乳幼児の特性とリスクとして10cmの深さでも溺れることがあることを意識する。
- ・監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、またその役割分担を明確にする。

事故防止及び事故発生時対応について②

【誤嚥・誤飲・窒息について】

こどもは発達過程において、食べ物以外でも身の回りの物を何でも口に入れる時期があります。乳幼児は嚥下機能も未発達であり、そしゃく能力も弱いため、誤嚥をおこしやすくなっています。食べ物や玩具だけではなく、想定外のものや口に入るもの全てで、誤嚥、誤飲、窒息事故につながることを意識しておく必要があります。

『留意事項』

〈食事の援助及び観察〉

- ・落ち着いた環境の中で食べ、食事の前後もゆったりとした保育の流れが大切であることを意識する。
- ・「笑う」「泣く」が起きた時は詰まらないかどうか観察する。

〈玩具・小物などの点検〉

- ・誤嚥・誤飲・窒息につながるものを持ち込んだり、身に付けたりしていないか確認する。
(おもちゃ、小石や木の実等の自然物、菓子や雑貨、フード付き上着など)
- ・保育環境は安全であるか確認する。
(ボタンや髪留め、飾りやアクセサリ、薬品、洗剤、肥料の管理を徹底しているか)

(事故防止及び事故発生時対応マニュアル(みまもり)大阪市
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について
(厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長通知)
幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について
(内閣府子ども・子育て本部参事官通知)
児童福祉施設等における児童の安全の確保について
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))

事故及びヒヤリハットの記録について

【事故の記録】

事故(意図せずに起きた悪いできごと)について、事故の原因(はじまり)、事故の結果(状況)、要因等の記録を残し、検証を行って再発防止に努めてください。

【ヒヤリハット事案の記録】

ヒヤリハット(「ヒヤリ」「ハット」したもの)事案についても、記録を残し、要因分析を行って事故防止に努めてください。(教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン)

事故の報告について

事故が発生した場合は、速やかに大阪市へ報告をしてください。

【対象となる事案】

- ①死亡、意識不明等の重篤な事故
- ②病院での治療を伴うケガ ※2回以上の受診が必要なケガ(2回目の受診時に治療を伴わず、医師による確認のみの場合は不要)
- ③誤飲、誤食(アレルギー対応が必要な児童の誤食を含む)
※症状及び受診の有無にかかわらず報告
- ④置き去り、すり抜け等、児童の姿を見失った事案
- ⑤集団による食中毒、10人以上の感染症の発生
- ⑥その他の事案(保育業務に影響を及ぼす設備の故障や施設管理上の事故盗難、不審者侵入、個人情報漏えい など)

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、公私連携幼保連携型認定こども園、小規模保育事業A型・B型・C型、家庭的保育事業、小規模型事業所内保育事業A型・B型、保育所型事業所内保育事業

報告先: 大阪市こども青少年局幼保企画課 (指導・監査グループ)

電話: 06-6361-0752 E-mail: fb0010@city.osaka.lg.jp

(報告書の様式は 大阪市ホームページよりダウンロードできます)

報告方法: 幼保企画課に電話を入れたうえで、必要事項を記入した報告書をメールで提出してください。

事故発生時の体制整備及び研修について

事故発生時の一次救命処置の対応力を備えるために、実技講習を含む研修(心肺蘇生法・AED操作法)や誤嚥事故発生を想定した応急処置の訓練及び緊急時における119番通報など職員の連携体制(役割分担)等の確認を行うシミュレーション研修を実施してください。(※実施記録の作成もお願いします)

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、学校保健安全法、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について(厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長通知)、幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について(内閣府子ども・子育て本部参事官通知))

児童の安全確保について

- ・園外活動の目的地及び目的地までの経路や交通状況の把握を含め、施設内外の危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の状態に備え、必要な対応を行ってください。
- ・登園時の出席確認や保育活動の場面転換時毎の人数確認の徹底、降園時の保護者への引渡しを確実に行ってください。また施設内外の活動それぞれの場面ごとに児童の人数や健康状態を確認してください。
- ・送迎バス運用に関するマニュアルの整備、保育士および運転手に対して研修等を通じた置き去り防止の啓発を行ってください。

児童虐待防止について

【児童虐待防止について】

児童虐待の早期発見・早期対応について、こどもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態についての観察や見守りを行い、虐待が疑われる場合には、関係機関に通告・情報提供を速やかに行ってください。（本市在住児童の場合の関係機関：区役所子育て支援担当部署、こども相談センター等）

【施設における虐待について】

初めは虐待ではなく、少し気になりつつも見過ごしたり、気になりつつも指摘せずにすませたり、その行為が繰り返されていくうちに問題が深刻化し、不適切な保育や虐待につながる事が考えられるので早い段階で改善を促し、虐待を未然に防止するよう取り組んでください。

各種マニュアル整備について

施設の状況に即した具体的な対応の手順等を記載したマニュアルを整備し、全職員に周知し、活用できるようにしてください。

- ・安全管理、危機管理に関するマニュアル
- ・防災に関するマニュアル
- ・事故防止に関するマニュアル
- （睡眠中、プール活動・水遊び、誤嚥・誤飲・窒息に関するマニュアルを含む）
- ・事故発生時対応に関するマニュアル
- ・防犯に関するマニュアル
- ・児童虐待防止に関するマニュアル
- ・食中毒予防に関するマニュアル
- ・感染症予防に関するマニュアル
- ・送迎バス運用に関する安全管理マニュアル

防火管理者の選任及び消防計画の作成について

【防火対象物】

施設、園、事業所単体の建物の場合

◎建物全体の収容人員が30人以上(職員・児童合わせて)の場合

⇒ 防火管理者・消防計画の届出が必要

ビルや複合施設に施設、園、事業所が含まれる場合

◎ビル全体の収容人員が30人以上の場合



⇒ 建物所有者等管理について権限を有する者により、防火管理者・消防計画の届出が必要。

※ビルの管理者等が防火管理者の場合は、防火管理者が誰であるかの把握をしてください。

詳しくは最寄りの消防署へお問い合わせください。

消火用具等の設置及び消防用設備の点検と結果報告について

消火器等の消火用具、その他非常災害に必要な設備を設置してください。

消防用設備等を設置することが義務付けられている防火対象物(建物)の関係者(所有者、管理者、占有者)は、その設置された設備等を定期的に点検し、その結果を消防署長に報告してください。

非常災害訓練について

非常災害(火災・水害・地震・津波等)時の避難及び消火の訓練を実施してください。
(時間帯など様々な状況での対応ができるように工夫をお願いします)
浸水想定区域は水害又は津波訓練を年1回は実施してください。

避難確保計画の作成について

浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設(教育施設、児童福祉施設等)の管理者等は、避難確保計画の作成、浸水等を想定した避難訓練の実施が義務付けられています。

計画を作成・変更したときは大阪市危機管理室へ報告(計画の提出)をお願いします。

※浸水想定区域については、「マップナビおおさか」
でご確認いただけます。

報告先:大阪市危機管理室
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話 06-6208-7376、7492

施設・設備等の安全確保について

火災・地震・水害などの災害等の発生に備えて、避難経路の確保、ロッカーや棚等の転倒防止の措置を講じるなど、安全な環境の整備に努めてください。

関係法令等

(消防法、消防法施行令、消防法施行規則、児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化の徹底について(厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課長通知)、水防法)